

○尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月9日

条例第9号

改正 令和7年3月4日条例第1号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報の取扱いに関する同法の規定を含む。第12条、第14条及び第15条において同じ。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(令7条例1・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、尼崎市教育委員会、尼崎市選挙管理委員会、尼崎市公平委員会、尼崎市監査委員、尼崎市農業委員会、尼崎市固定資産評価審査委員会、尼崎市公営企業管理者及び尼崎市消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(市の責務)

第3条 市は、個人情報が個人の権利利益の一層の保護を図るべく特に慎重に取り扱われ、かつ、極めて厳重な管理がなされるべきものであることに鑑み、信頼される市政の実現のため、その適正な取扱いの厳格な実施を確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(個人情報を利用する業務に関する届出)

第4条 実施機関(市長を除く。次条第1項、第11条第1項第2号及び第14条第1項において同じ。)は、個人情報を利用する業務を開始しようとするときは、市規則で定めるところにより、市規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき又は自ら個人情報を利用する業務を開始しようとするときは、市規則で定めるところにより、市規則で定める事項を尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会(以下「審査委員会」という。)に報告しなければならない。

3 前2項の規定は、実施機関が第1項の規定による届出又は前項の規定による報告を行った業務に係る事項で市規則で定めるものを変更しようとするとき及び当該業務を廃止したときについて準用する。

(個人情報ファイルの保有に関する届出)

第5条 実施機関は、個人情報ファイル(市規則で定めるものを除く。)を保有しようとするときは、市規則で定めるところにより、市規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出があったとき及び市長が自ら個人情報ファイルを保有しようとするときについて準用する。

3 前2項の規定は、実施機関が第1項の規定による届出又は前項において準用する前条第2項の規定による報告を行った個人情報ファイルに係る事項で市規則で定めるものを変更しようとするとき、当該個人情報ファイルの保有をやめたときその他市規則で定めるときについて準用する。

(開示決定等の期限)

第6条 実施機関が行う開示決定等に係る法第83条及び第84条の規定の適用については、法第83条第1項中「30日」とあるのは「15日」と、法第84条中「60日」とあるのは「45日」とする。

(開示請求に係る費用負担)

第7条 実施機関に対する開示請求に係る事務については、手数料は、徴収しない。

2 開示決定に基づく法第87条第1項の規定による文書の写し等の交付を受ける者は、市規則で定めるところにより、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求等の対象)

第8条 実施機関に対する訂正請求及び利用停止請求については、法第90条第1項第1号及び第2号並びに第3項並びに第98条第3項の規定は、適用しないものとし、法第90条第1項中「(次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。)」の内容」とあるのは「の内容」と、法第91条第1項第2号及び第99条第1項第2号中「係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該」とあるのは「係る」として、これらの規定を適用する。

(訂正請求等に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第9条 法第81条の規定は、実施機関に対する訂正請求又は利用停止請求があった場合について準用する。

(処分等についての審査請求の審査庁)

第10条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為(以下「処分等」という。))についての審査請求は、市長に対して行うものとする。

(審査請求があった旨等の通知)

第11条 市長は、処分等について審査請求があったときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「不服審査法」という。)第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、次の各号に掲げる者に対し、当該審査請求があった旨を通知しなければならない。

(1) 当該処分等に係る開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が当該審査請求に係る審査請求人又は参加人(不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。))である場合を除く。)

(2) 当該処分等に係る実施機関(不服審査法第21条第1項の規定により当該実施機関を経由して市長に対して当該審査請求が行われた場合及び不服審査法第22条第1項に規定する場合において当該実施機関に対して当該審査請求が行われたときを除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について法第86条第3項に規定する反対意見書を提出した第三者(当該第三者が当該審査請求に係る審査請求人又は参加人である場合を除く。)

2 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により市長が処分等についての審査請求について審査委員会に諮問した場合における同条第3項において準用する同条第2項の規定の適用については、同項第1号中「審査請求人」とあるのは「行政不服審査法第28条に規定する審理関係人(同法第4条第1号に規定する処分庁等が同法第9条第1項に規定する審査庁である場合にあっては、審査請求人」と、「行政不服審査法」とあるのは「同法」と、「同じ。))」とあるのは「同じ。))」とする。

(審査委員会への諮問)

第12条 実施機関は、法に基づき個人情報保護委員会の権限に属するものを除き、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査委員会に諮問することができる。

(管理体制等)

第13条 市長は、実施機関において法第5章第2節の規定による個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、個人情報に関する管理体制、研修その他の事項について必要な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の報告等)

第14条 実施機関は、毎年度、市長が別に定めるところにより、法(この条例を含む。次項及び次条において同じ。))の施行の状況について市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、各実施機関における法の施行の状況を取りまとめ、審査委員会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、法の施行について必要な事項は、市規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前において行われた個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年尼崎市条例第8号)第2条の規定による廃止前の尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)(以下「廃止前の個人情報保護条例」という。)第10条第1項(届出を行った業務を変更しようとする場合について同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出(尼崎市議会議長(以下「議長」という。)により行われたものその他市長が別に定めるものを除く。)は市長以外の実施機関による第4条第1項(同項の規定による届出を行った業務に係る事項を変更しようとするときについて同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出又は市長による同条第2項(同項の規定による報告を行った業務に係る事項を変更しようとするときについて同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告と、廃止前の個人情報保護条例第10条第2項(届出を行った事項を変更しようとする場合について同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出(議長により行われたものその他市長が別に定めるものを除く。)は市長以外の実施機関による第5条第1項(同項の規定による届出を行った個人情報ファイルに係る事項を変更しようとするときについて同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出又は市長による同条第2項(同項において準用する第4条第2項の規定による報告を行った個人情報ファイルに係る事項を変更しようとするときについて第5条第3項において準用する場合を含む。)において準用する第4条第2項の規定による報告とみなして、この条例の規定を適用する。

付 則(令和7年3月4日条例第1号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。